

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年1月8日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「仮称小倉D・E住宅建設計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

## 1 指定開発行為者

川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 阿部孝夫

## 2 指定開発行為の名称及び種類

### (1) 名称

仮称小倉D・E住宅建設計画

### (2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）  
住宅団地の新設（第3種行為）

## 3 指定開発行為を実施する区域

川崎市幸区小倉901番地ほか

## 4 指定開発行為の目的及び内容

### (1) 目的

市営住宅の建て替えの新設

### (2) 内容

ア 開発区域面積	12,701 m <sup>2</sup>
イ 土地利用計画	
（ア）住棟	2,792 m <sup>2</sup>
（イ）駐車場	1,827 m <sup>2</sup>
（ウ）駐輪場	391 m <sup>2</sup>
（エ）ごみ置場	77 m <sup>2</sup>
（オ）プレイロット	351 m <sup>2</sup>
（カ）集会所	161 m <sup>2</sup>
（キ）緑化地	2,778 m <sup>2</sup>

(ク) 通路、歩道等

2,020 m<sup>2</sup>

(ケ) 給水施設

40 m<sup>2</sup>

#### ウ 建築計画

区分	1号棟	2号棟	3号棟	4号棟	集会所	合計
構造	鉄筋コンクリート造					-
階数	3階	5階			1階	-
高さ	9.4m	15.0m	15.0m	15.0m	4.5m	-
建築面積	615 m <sup>2</sup>	990 m <sup>2</sup>	329 m <sup>2</sup>	466 m <sup>2</sup>	70 m <sup>2</sup>	2,470 m <sup>2</sup>
延べ面積	1,600 m <sup>2</sup>	4,263 m <sup>2</sup>	1,400 m <sup>2</sup>	1,867 m <sup>2</sup>	70 m <sup>2</sup>	9,200 m <sup>2</sup>

(3) 計画人口(計画戸数)

345人(147戸)

#### 5 指定開発行為の施行期間

着工予定：平成17年3月

完了予定：平成20年3月

#### 6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間

平成16年1月8日(木)から平成16年2月6日(金)まで

(2) 場所

幸区役所、幸区役所日吉出張所区役所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。